平成２３年（フ）第７５号
栃木県宇都宮市駒生町2293番地
債務者　齋藤華菜里
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１号
東京都青梅市新町１丁目27番地の11
債務者　山下　　聡
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西６―601
債務者　富山　裕也
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目12番28―405号　アジエンコーポ
債務者　門田ひとみ（旧姓山廣）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１号
熊本県人吉市東間下町3335番地米山団地２棟１階１号
債務者　山﨑　利則
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３９号
京都府亀岡市稗田野町佐伯岩谷ノ内墓野44―５、住民票上の住所静岡市駿河区津島町13番35号
債務者　赤堀　巻男
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０号
京都府亀岡市稗田野町佐伯岩谷ノ内墓野44―５、住民票上の住所静岡市駿河区津島町13番35号
債務者　赤堀　清美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
静岡県島田市元島田東町9184番地の６　雇用促進住宅道下宿舎２棟203号室、旧住所静岡県島田市元島田9245番地の10
債務者　三輪　宣夫
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２号
静岡県焼津市駅北２丁目８番３号　カトルパレ505
債務者　井澤　奈美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４号
東京都昭島市緑町４丁目４番18―304号
債務者　野田すづみ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５号
東京都昭島市緑町４丁目４番18―304号
債務者　野田　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５号
東京都調布市上石原２丁目28番地１―ＯＤⅢ302
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６０号
東京都立川市上砂町５丁目57番地の７ＴＯＰ21　103号
債務者　大盛　昌樹
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８３５号
静岡県焼津市東小川７丁目19番地の１　ストリームＮ201
債務者　小泉　　崇
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１６号
静岡市葵区長沼２丁目６番11号　シャルム２Ａ―202号
債務者　高山炳治こと　崔　　炳玉
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部